

# 令和7年度（令和6年度実施）鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項の骨子について

令和5年12月27日  
鳥取県教育委員会

このことについて、以下のとおり公表します。

なお、以下に記載のない事項については、令和6年3月25日公表予定の「令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」によります。

## 1 主な変更点（詳細は該当する項目を参照）

- 「鳥取県公立学校教員として求める教師像」を改定します。【2参照】
- 全試験区分の専門試験（筆記試験）の試験内容等に、特別支援教育に関する内容を追加します。【5（1）参照】
- 特別支援学校教諭普通免許状を有しない者も、特別支援学校教諭の試験区分を併願することを可能とします。それに伴い、小学校教諭と特別支援学校教諭の専門試験（筆記試験）を、教職教養（学習指導要領）に関する内容を除き、共通問題とします。【5（1）（2）参照】
- 一般選考における加点制度及び一次試験免除、並びに特別選考V「英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考」に必要な英語資格の取得期間を直近10年間とします。【5（3）（4）、6参照】
- 特別選考志願者の第二次選考試験については、従前の専門試験（技能・実技試験）の免除を廃止します。【6参照】
- 特別選考である「普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考」の対象試験区分・教科（科目等）に高等学校教諭「情報」を追加します。【6参照】

## 2 鳥取県公立学校教員として求める教師像

- よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めていく教師
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる教師
- 児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる教師
- 教科等の専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる教師
- 学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域、関係機関等と連携・協働を図ることができる教師

## 3 試験日程及び試験会場等

### （1）実施要項の交付及び出願期間

申込方法	期 間
電子申請	令和6年3月25日（月）正午～4月22日（月）正午まで

### （2）第一次選考試験

試験日	試験区分	会 場
令和6年6月8日（土）	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭※	関西会場及び鳥取会場

※栄養教諭については、予算の都合によって実施できない場合があります。

### （3）第二次選考試験

適 性 検 査：令和6年7月12日（金）午後5時～7月21日（日）までの間（予定）でWeb受検

※適性検査を受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。

適性検査以外：令和6年8月2日（金）～8月10日（土）までの間（予定）で、指定する1日又は2日

### （4）結果の公表

第一次選考試験結果：令和6年7月12日（金）（予定）

第二次選考試験結果：令和6年9月13日（金）（予定）

#### 4 受験資格

採用時に60歳に達していない者（昭和40年4月2日以降に出生した者）

#### 5 一般選考における内容

##### (1) 試験内容

##### ○第一次選考試験

試験項目	試験区分	試験内容等		配点	試験時間	
一般教養	全試験区分	基礎的な知的能力及び学力を総合的に測定する試験（マークシート方式）		100点	60分	
専門試験 (筆記試験)	小学校教諭	標準型	傾斜配点なし	国語、社会、数学、理科、英語の各教科、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験（マークシート方式） ※教職教養（学習指導要領）以外は特別支援学校教諭との共通問題	180点	60分
		数理型	数学、理科の得点を1.5倍（社会、英語の得点を0.5倍）する。			
	中学校教諭	教科、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験		200点 又は 180点	75分 又は 60分	
	高等学校教諭	教科（科目等）、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験				
	特別支援学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語の各教科、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験（マークシート方式） ※教職教養（学習指導要領）以外は小学校教諭との共通問題		180点	60分	
	養護教諭	養護教諭の職務、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験（マークシート方式）				
栄養教諭	栄養教諭の職務、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験					

※小学校教諭における専門試験（筆記試験）の受験型（標準型又は数理型）は、電子申請で出願する際に選択する必要があります。（志願試験区分に限ります。）

※専門試験（筆記試験）の試験内容等として示している特別支援教育については、「特別支援教育の手引（鳥取県教育委員会 令和4年3月改訂（<https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm>））」より、出題範囲を指定して出題します。

##### ○第二次選考試験

試験項目	試験区分	試験内容等	配点
適性検査	全試験区分	職務適性等を測る検査（第一次選考試験結果の公表以降、指定する期間内にWeb実施）	—
技能・実技試験		ICT活用	30点
専門試験 (技能・実技試験)	中学校教諭	音楽、美術、保健体育、技術	100点
		家庭、英語	30点
	高等学校教諭	保健体育、芸術（音楽）、芸術（美術）、芸術（書道）	100点
		英語、家庭	30点
集団面接	全試験区分	グループワークを含む集団面接	225点
個人面接		場面指導を含む個人面接	225点

※令和7年度選考試験において、上記すべての試験区分、教科（科目等）の実施を示すものではありません。

## (2) 併願制度

志願する試験区分（志願試験区分）・教科の普通免許状に加え、併願できる試験区分（併願試験区分）・教科の普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者は、下表により、以下のとおり併願が可能です。

志願試験区分	併願試験区分			
	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭
小学校教諭		☆		◎ 注
中学校教諭	◎			◎ 注
高等学校教諭				◎ 注
特別支援学校教諭	◎			

◎：併願試験区分の専門試験（筆記試験）及び技能・実技試験の受験は必要ありません。

☆：志願試験区分の試験項目に加え、併願試験区分・教科（科目等）の専門試験（筆記試験）及び専門試験（技能・実技試験）の受験が必要です。

注）志願する試験区分（志願試験区分）・教科の普通免許状を有する者のうち、特別支援学校教諭を併願試験区分とする場合においては、特別支援学校教諭普通免許状を有していなくても併願可能です。ただし、特別支援学校教諭普通免許状なく採用となった場合、採用後に鳥取県教育委員会が実施する認定講習等を受け、採用後3年を目途に特別支援学校教諭普通免許状を取得することを推奨します。

## (3) 加点制度

資格や要件によって、次の①又は②のいずれか一方の加点制度を利用できます。

### ① 英語に関する資格の所有者として志願する者

下表の対象試験区分の志願者で、各基準を満たすいずれかの資格の所有者に対して、専門試験（筆記試験）（併願試験区分がある者については、志願試験区分の専門試験（筆記試験）に加えて、併願試験区分の専門試験（筆記試験））の得点に各基準に応じた点数を加点します。（TOEFL は ITP テスト、TOEIC は IP テスト等公式スコアとして認められないものは除きます。）ただし、平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

対象試験区分	基 準				加点
	実用英語技能検定	TOEFL	TOEIC L&R	TOEIC L&R と TOEIC S&W の合算スコア	
特別支援学校教諭	1 級	iBT 100 点以上 又は PBT 600 点以上	880 点以上	1680 点以上	25 点
高等学校教諭（英語） 特別支援学校教諭	準1 級	iBT 80 点以上 又は PBT 550 点以上	730 点以上	1405 点以上	20 点
小学校教諭 特別支援学校教諭	2 級	iBT 45 点以上 又は PBT 470 点以上	550 点以上	1100 点以上	10 点
	準2 級	iBT 38 点以上 又は PBT 400 点以上	450 点以上	925 点以上	5 点

※TOEIC L&R と TOEIC S&W の合算スコアは、次により算出します。

$$(\text{合算スコア}) = (\text{L\&R トータルスコア}) + (\text{Sスコア}) \times 2.5 + (\text{Wスコア}) \times 2.5$$

※「中学校教諭（英語）」においては、実用英語技能検定準1級程度以上の資格の所有者、「高等学校教諭（英語）」においては、実用英語技能検定1級程度の資格の所有者には、試験内容の一部免除として、第一次選考試験のすべてを免除します。【5（4）②参照】

※小学校教諭において、実用英語技能検定準1級程度以上の資格の所有者は、特別選考への出願が可能です。

## ② 複数免許状所有者として志願する者

下表の対象試験区分の志願者で、対象試験区分・教科の免許状を取得済みの者で、各要件を満たす者に対して、専門試験（筆記試験）（併願試験区分がある者については、志願試験区分の専門試験（筆記試験））に加えて、併願試験区分の専門試験（筆記試験）の得点に加点します。（ただし、出願時点で複数免許状を取得済みの者に限ります。）

免許状の種類（専修免許状、一種免許状、二種免許状）は問いませんが、特別免許状及び臨時免許状は除きます。

対象試験区分	要件	加点
小学校教諭	・中学校教諭普通免許状所有者（教科は問わない。）	10点
中学校教諭	以下の何れかの免許状所有者 ・小学校教諭普通免許状所有者 ・中学校教諭普通免許状「技術」所有者（技術を志願する者は除く。） ・中学校教諭普通免許状「家庭」所有者（家庭を志願する者は除く。）	
高等学校教諭	・高等学校教諭普通免許状「情報」所有者（情報を志願する者は除く。）	
特別支援学校教諭	・小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状、高等学校教諭普通免許状のうち、 <u>2つ以上</u> 所有している者（教科は問わないが、同一校種で2教科の免許状は除く。）	

## （4）試験内容の一部免除

- ① 令和5年度に実施した「令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験」の結果が「B登載者」（辞退者等を除く。）であった者が、令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験において、同じ試験区分（前年度試験において、併願する試験区分が「B登載者」の者は、同じ併願試験区分・教科（科目等）に限る。）、教科（科目等）を受験する場合に限り、試験の一部を次のとおり免除します。

※「B登載者」の者は、特別選考への出願はできません。

※「B登載者」としての受験は、特別選考Ⅳ「県内公立学校の講師等を対象とした選考」における連続受験回数には含みません。

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭	第一次選考試験のすべてを免除します。
----------------------------------	--------------------

- ② 「中学校教諭（英語）」、「高等学校教諭（英語）」の試験区分において、以下の各基準を満たす者は、第一次選考試験のすべてを免除します。（志願試験区分に限る。なお、併願試験区分が中学校教諭（英語）で、以下の要件に該当する場合は、併願試験区分の専門試験（筆記試験）のみを免除します。（一般教養試験の受験は必要です。））ただし、平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

試験区分	実用英語技能英検	TOEFL	TOEIC L&R	TOEIC L&R と TOEIC S&W の合算スコア
高等学校教諭（英語）	1級	iBT 100点以上 又は PBT 600点以上	880点以上	1680点以上
中学校教諭（英語）	準1級以上	iBT 80点以上 又は PBT 550点以上	730点以上	1405点以上

※TOEFLはITPテスト、TOEICはIPテスト等公式のスコアとして認められないものは除きます。

※TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出します。

$$(\text{合算スコア}) = (\text{L\&Rトータルスコア}) + (\text{Sスコア}) \times 2.5 + (\text{Wスコア}) \times 2.5$$

## 6 特別選考

特別選考については、次のとおり募集します。ただし、第二次選考試験における専門試験（技能・実技試験）については、指導のポイントに関する説明を課しており、生徒への指導力をより重点的に見取るため、従前の専門試験（技能・実技試験）の免除を廃止します。

I 障がいのある者を対象とした選考【併願可能】

II スポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考【第一次選考試験免除】

III 現職教諭を対象とした選考【第一次選考試験免除】

IV 県内公立学校の講師等を対象とした選考【第一次選考試験免除】

※連続受験回数は5回を上限とします。（令和6年度試験以降の連続受験回数）

※連続受験回数とは、試験区分、教科（科目等）の試験が実施されなかった年度を除いた受験回数です。

※「B登載者」としての受験は、連続受験回数に含みません。

V 英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考【第一次選考試験免除・小学校教諭一般選考を併願可能】

※5（4）中学校教諭（英語）と同様の基準です。ただし、平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

VI 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考（中学校教諭「技術」「家庭」・高等学校教諭「家庭」「農業」「工業」「水産」「商業」「情報」）

※令和7年度選考試験において、上記すべての試験区分、教科（科目等）の実施を示すものではありません。

## 7 その他

### （1）第二次選考試験対象者に対する適性検査について

第一次選考結果公表以降、第二次選考試験対象者に受検用のURL等を送付します。指定する期間内に必ず受験者本人がWeb受検します。

※適性検査を受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。

※受験者本人以外が関与する等の不正等が判明した場合は、それ以降の受験はできません。また、名簿登載後に同様の不正等が判明した場合は、名簿登載を取り消します。